

平成26年北秋田市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成26年2月10日(月)午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(34名)

1番 金田悦子	2番 小野安則	4番 簾内豊
5番 佐藤篤史	6番 太田兵一	7番 三沢定幸
8番 三沢博隆	9番 佐藤茂延	10番 熊田進
11番 布田久人	12番 柏木勲	13番 松浦義春
15番 柴田喜代志	16番 畠山正敏	18番 長崎成人
19番 庄司憲三郎	20番 近藤利紀	21番 湊広
22番 齊藤富美雄	23番 嘉成久雄	24番 長岐亮仁
25番 檜岡悦子	26番 春日正一	28番 佐藤利子
29番 佐藤哲也	30番 三浦剛	31番 杉渕涉
32番 佐藤稔	33番 宮腰文義	34番 春日祥光
35番 木村正彦	36番 藤岡茂憲	37番 成田光弘
38番 後藤久美		

4. 欠席委員(3名)

14番 柴田英一	17番 畠山隆生	27番 加藤隆悦
----------	----------	----------

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第3	議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第9号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第6	議案第10号	北秋田農業振興計画地域整備計画変更案に対する意見について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 金 田 浩 樹 主査 鈴 木 潤

8. 議事録署名委員

30番 三 浦 剛 32番 佐 藤 稔

9. 会議の概要

事務局	ご苦労様です。只今より平成26年北秋田市農業委員会第3回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ (省略)
議 長	2月の定例総会を開催したいと思います。出席状況から報告いたします。委員37名中、欠席届が出されておりますのが、14番柴田英一委員、17番畠山隆生委員、27番加藤隆悦委員の3名からの欠席届が出されております。37名中34名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第3回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。30番三浦剛委員、32番佐藤稔委員のご両名をお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 (詳細省略)
議 長	会務報告でありますので、ご了承頂きたいと思っております。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明

を求めます。

事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。

(詳細省略)

議長 報告第2号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので次に進みたいと思います。次に「議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について」議案書により説明。

(詳細省略)

議長 議案第8号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第8号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 「議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」につきまして、それぞれ説明が終わりました。質疑に入る前に利用権設定の受付番号13番、14番、それから28番から80番までを除いた、その他についてこれから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。

15番 15番柴田です。売買価格についてお伺いしたいと思います。今農家の人方からなんぼで売ればいいのか、聞かれるわけですが、そういう目安をどうやって説明したらいいですか。

議 長 暫時休憩いたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第9号中」利用権設定の受付番号13番、14番、それから28番から80番までを除いた、その他についてご質問ご意見等何かございませんか。

18番 18番長崎です。利用権設定の受付番号7番、8番についてですが、利用目的（終期）期間が3年5ヶ月となっておりますが、どのような内容でしょうか。

議 長 事務局説明願います。

事務局 議案第9号の受付場号7番、8番の期間・年数について説明いたします。耕作者のTSさんがそれぞれ7番のTYさんと8番のTKさんから他の農地も利用権設定によって耕作しております。その他の農地の貸し借りの終期が平成29年の6月となっております。次回再設定をする際は同時に再設定できるようにということです。これを設定しますと平成29年の6月に利用権が終期をむかえることになっております。そのため、半端ではありますが3年5ヶ月の期間となっております。以上です。

議 長 その他ご質問ご意見等何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。「議案第9号中」利用権設定の受付番号13番、14番、それから28番から80番までを除いた、その他について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第9号中」利用権設定の受付番号13番、14番については議席番号21番の湊広委員さんとの関連がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

(21番湊広委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第9号中」利用権設定の受付番号13番、14番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第9号中」利用権設定の受付番号13番、14番について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩をいたします。

(21番湊広委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。次に「議案第9号中」利用権設定の受付番号28番から80番については、JA鷹巣町理事との関連がありますので議席番号4番簾内豊委員・9番佐藤茂延委員・11番布田久人委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(4 番簾内豊委員・9 番佐藤茂延委員・11 番布田久人委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第9号中」利用権設定の受付番号28番から80番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

7 番 7番三沢です。受付番75番から80番ですけど。耕作者が新規に請け負う面積が現在耕作している面積よりかなり大きいのですが、設備とかは大丈夫かと心配しているのですが、そこは大丈夫ですか。もう一つは、前に戻るかと思いますが、受付番号37番は先ほどの18条の所で説明ありましたが、解約された土地を他者へ利用権設定する場合、面積拡大の加算金2万円は該当なるかどうか。以上です。

議 長 2点について説明願います。

事務局 まずは75番から80番の耕作者の状況であります。こちらで世帯の農業従事者、農業用機械の台数を確認しまして、特別問題ないと判断しております。そして37番の18条の解約があがり、今回利用権設定があがった件ですが、申請は鷹巣町農協が代理人として同意し、円滑化代理事業で申請があがってきております。ただ円滑化代理事業がすべて集積加算の2万円の該当になっているかというのは申請段階では分からない状態です。以上です。

議 長 暫時休憩いたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第9号中」利用権設定の受付番号28番から80番まで、その内の受付番号46番、47番を除いて、その他について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第9号中」利用権設定の受付番号28番から45番まで、48番から80番までは原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 次に「議案第9号中」利用権設定の受付番号46番、47番については議席番号7番三沢定幸委員さんとの関連がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

(J A鷹巣町理事退席したまま)

(7番三沢定幸委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第9号中」利用権設定の受付番号46番、47番についてJ A鷹巣町の理事さん退席のままを進めたいと思います。受付番号46番、47番について皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第9号中」利用権設定の受付番号46番、47番について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

(4番簾内豊委員・9番佐藤茂延委員・11番布田久人委員入席)

(7番三沢定幸委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第10号北秋田農業振興計画地域整備計画変更案の対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第10号北秋田農業振興計画地域整備計画変更案の対する意見につ

いて」議案書により説明。

(詳細省略)

事務局

議案第10号の北秋田農業振興計画地域整備計画変更案について説明いたします。まずは54ページをご覧ください。平成26年1月20日付けで北秋田市長より北秋田農業振興計画地域整備計画変更案に対する意見を求められております。今回の変更案は3件。除外が3件となっておりますが、詳細は56ページをご覧ください。変更3件すべて(2)のところですが、変更要件には適合していると農林課から意見を求められております。詳細につきましては、まずは1件目。58ページから61ページですが、木戸石字オノ神沢地区、植林目的のための除外です。続いて2件目が62ページから65ページ。こちらは米内沢大沢地区です。こちらも植林目的のための除外。3件目です。66ページから69ページ。こちらは小森字岩ノ目地区。農家住宅の建築のための除外となっております。みなさんのご審議よろしく願いいたします。

議長

議案第10号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

15番

15番柴田です。農家住宅とは普通の生活できる住宅、それとも農業用関係の建物ですか。

議長

事務局説明願います。

事務局

3番の農家住宅用地の申請であります。農地転用の農振除外も同じなのですが、一般の住宅というのは500㎡、農家住宅というのは1000㎡というふうに上限が定められております。農家住宅というのは、一般の住居のほかに農業用物置とか資材置き場とか倉庫を建築するために面積が1000㎡と上限が定められておまして、そのため988㎡の除外の申出となっております。以上です。

議長

その他皆さんからのご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第10号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成26年第3回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。